

統 審 議 第 4 号

平成 18年 3月 10日

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第306号の答申
海面漁業生産統計調査の改正について

農林水産省は、平成19年1月以降に実施される海面漁業生産統計調査（指定統計第54号を作成するための調査）について、水揚機関の大層を占める漁業協同組合の情報化の進展等を踏まえ、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に基づく農林水産統計の見直しにも対応するため、調査の範囲、調査事項及び調査方法の変更等を行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査体系及び調査の枠組み

本調査に関する前回答申（諮問第272号の答申「海面漁業生産統計調査の改正について」（平成13年6月8日））において、本調査と漁業センサス（指定統計第67号を作成するための調査）との間の役割分担や位置付けについて検討する必要がある。

ると指摘され、また、前回漁業センサスの答申（諮問第288号の答申「平成15年に実施される2003年漁業センサス（仮称）の計画について」（平成15年3月14日））において、水産関係統計のより一層の体系的整備に取り組む必要があると指摘されたところである。

今回の調査計画は、これらの指摘を踏まえ、調査の範囲を従来の漁業経営体から、原則、水揚機関に変更するとともに、調査事項等について大幅な見直しを行うものであり、漁業センサスとの役割分担及び漁業に関する統計の体系的整備を図るものと評価できる。

しかしながら、今回の改正に伴い、漁業経営体に係る統計については、かつお・まぐろの一部を除き、原則、経営体数、漁労体数、出漁日数等の事項が調査されなくなるが、これらのうち、基本的な事項については、別途、継続的に把握するための統計の整備を行うことが必要である。

(2) 調査の範囲

本調査のうち、海面漁業漁獲統計調査については、従来、個々の漁業経営体を対象とし、そのうち指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）等に基づく漁獲成績等報告書が活用できる漁業種類を営む漁業経営体については同報告書を活用してきた。また、海面養殖業収獲統計調査については、個々の漁業経営体を対象として調査していた。

今回の改正は、水揚機関の大層を占める漁業協同組合（以下「漁協」という。）の情報化の進展等を踏まえ、漁業経営体の漁獲量等のほとんどが漁協において把握が可能となっていることにかんがみ、調査の対象を、原則、漁業経営体から水揚機関に改めるとともに、従来どおり漁獲成績等報告書の活用を図るほか、これらで把握できない場合には、漁業経営体を対象に調査する計画である。

また、稼働量調査については、本調査と漁業センサスとの役割分担及び漁業に関する統計の体系的整備の観点から、すべての漁業経営体を対象とした調査を原則として廃止することとするが、水産行政上の必要から、かつお・まぐろに係る漁業種類のうち、漁獲成績等報告書が活用できない漁業種類を営む漁業経営体のみを対象に調査を実施し、統計調査の結果と行政記録を合わせて必要な統計を作成する計画である。

これらについては、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、適当である。

(3) 調査事項

調査事項については、原則、調査の対象を漁業経営体から水揚機関に変更することに伴い、調査事項を大幅に簡素化し、1)海面漁業漁獲統計調査では、漁業種類、

操業水域及び魚種別漁獲量を、2)海面養殖業収獲統計調査では、養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量及び年間投餌量を、3)稼働量調査では、漁業経営体名、漁業経営体住所、漁船名、漁船トン数、漁業種類、操業水域及び出漁日数を、それぞれ把握する計画である。また、水揚機関で把握できない場合には、漁業経営体を対象に漁獲量等の推計に必要な事項を把握するほか、稼働量調査票については、従来の単記式から連記式に変更することとしている。

これらについては、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、適当である。

(4) 調査方法

調査方法については、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査のうち水揚機関を調査客体とするものにあつては、原則、年1回、調査員・自計申告方式又は調査員・他計申告方式により実施し、その際、これまでの調査票又はフレキシブルディスクの配布・回収に加え、調査員による水揚機関における電算出力帳票の閲覧による方法を追加する計画である。海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査のうち漁業経営体を調査客体とするものにあつては、原則、年1回、1)調査員が水揚機関の代表者又は一部の漁業経営体から同一の漁業種類又は同一の養殖業を営む調査客体の平均的な単位当たり漁獲量及び収獲量を一括して把握し、その結果を基に職員が推計を行う方式、2)調査客体への往復郵送調査の方式により実施することとしている。

また、稼働量調査については、調査員が毎月調査を行い、年1回、統計・情報センターに報告することとし、その調査方法は、調査員による漁業経営体への面接聞き取り調査に加え、水揚機関の代表者に対する面接聞き取り調査を追加する計画である。

これらについては、調査の効率的実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、適当である。

なお、全体の漁業生産量等については、漁獲成績等報告書の活用及び水揚機関に係る調査結果による把握のほか、それらで把握が困難な漁業経営体に係る郵送調査結果及び推計結果を組み合わせることで把握することとしている。その際、水揚機関を利用する漁業経営体には、地元漁協の非組合員や地元外の者のほか、漁獲成績等報告書の報告者も含まれるため、水揚量の把握漏れや重複計上等がないよう、漁業センサスの調査客体名簿の確認や調査票の審査等事務において適切な措置を講じる必要がある。

(5) 集計・公表

集計事項については、調査の範囲及び調査事項の変更に伴う結果表様式の変更を

行うが、漁獲成績等報告書の結果と合わせて、引き続き、海面漁業の生産に関する実態を明らかにする計画であり、適当である。

なお、結果の公表に当たっては、漁獲量等の推計の考え方及び推計方式についての利用上の注意を明らかにしておく必要がある。

2 今後の検討課題

本調査については、今回の改正に伴い、漁業経営体に係る統計はかつお・まぐろに関するものを除き作成されなくなるが、漁業に関する統計の体系的整備及び統計需要への的確な対応を図る観点から、基本的な事項に関する統計が継続的に整備されるよう、次のことについて検討する必要がある。

- (1) 漁業種類別、規模別等の漁業経営体数に係る事項について、5年ごとに実施する漁業センサスにおいて把握すること。
- (2) 最も基本的な漁業経営体数に係る事項について、漁業センサスの中間年において標本調査により把握すること。

なお、上記(2)の標本調査については、統計の時系列を確保する観点から、平成19年度から実施することが適当である。